

1 許可の流れ

許可までの流れについて、次のフロー図に沿って説明します。

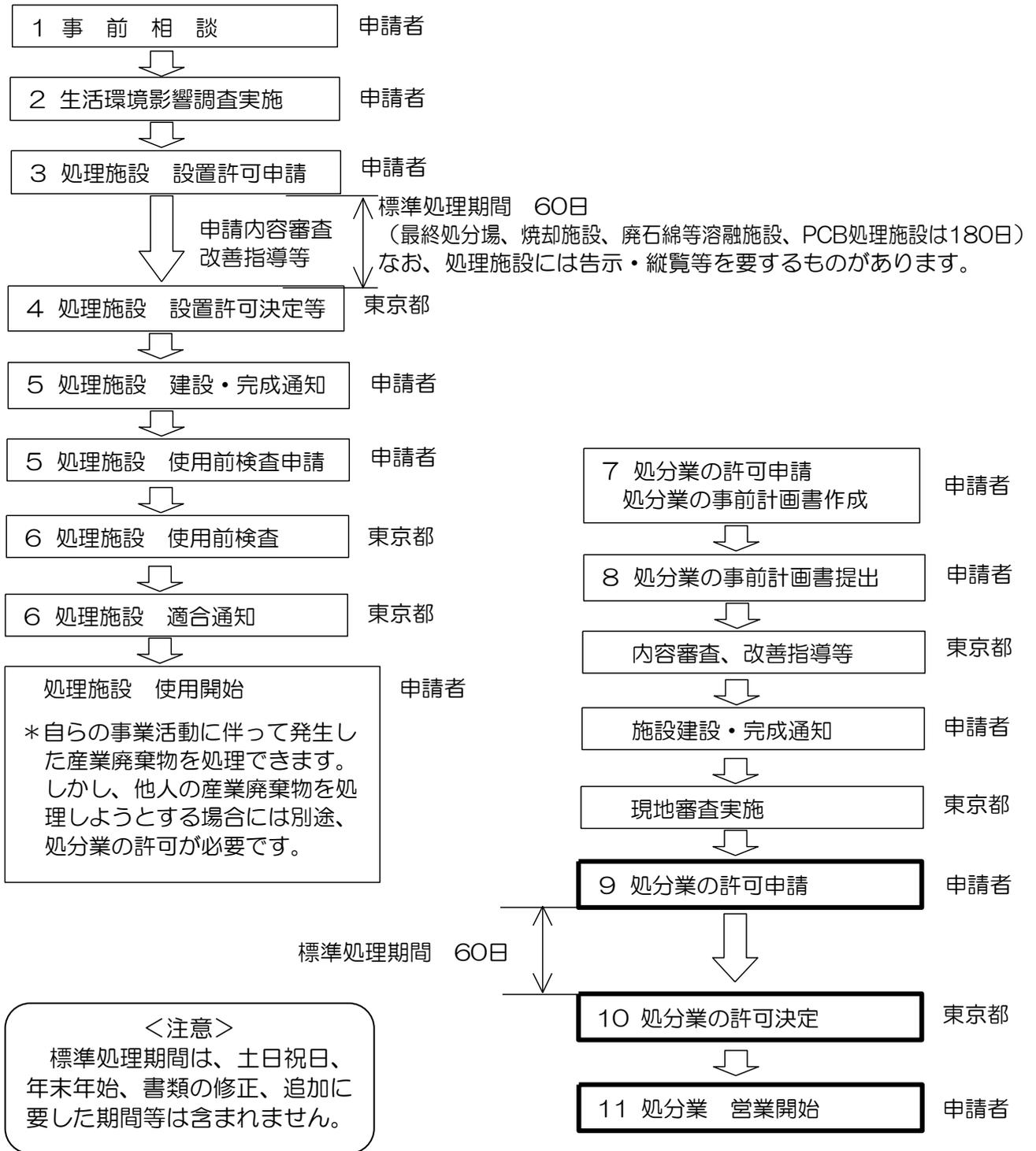


図1-1 「許可までの流れ」

2 告示・縦覧等の流れ

次に、告示・縦覧等の流れについて、図1-2に沿って説明します。

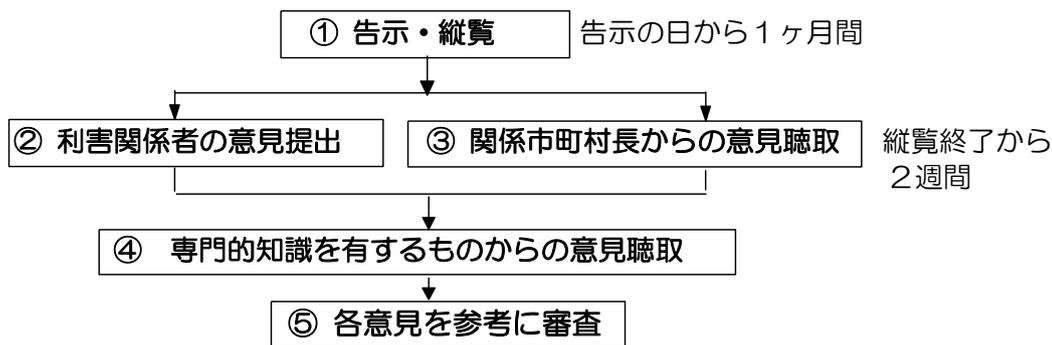


図1-2 「告示・縦覧等の流れ」

「告示・縦覧等を要する産業廃棄物処理施設」

令第7条	処理施設名
第3号	汚泥の焼却施設（PCB処理物であるものを除く）
第5号	廃油の焼却施設 （廃PCB等を除く、海洋汚染防止法第3条の廃油処理施設を除く）
第8号	廃プラスチック類の焼却施設 （PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く）
第10号の2	廃水銀等の硫化施設
第11号の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設
第12号	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設 （以下「PCBの焼却施設」という。）
第12号の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 （以下「PCBの分解施設」という。）
第13号	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設 （以下「PCBの洗浄・分離施設」という。）
第13号の2	汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCB以外の焼却施設 （以下「その他の焼却施設」という。）
第14号	産業廃棄物の最終処分場 イ 遮断型最終処分場 ロ 安定型最終処分場 ハ 管理型最終処分場